45	37°54′30.0315″	139°40′34.5757″
46	37°54′31.2374″	139°40′34.8225″
47	37°54′32.1761″	139°40′35.3441″
48	37°54′32.8054″	139°40′35.2467″
49	37°54′33.4671″	139°40′35.0580″
50	37°54′34.1479″	139°40′35.0190″

○観光庁告示第六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、名鉄観光バス株式会社（登録研修機関第二十七号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月四日

観光庁長官　村田　茂樹

一　住所の変更

変更前	荻本　正人
変更後	金森　隆浩

二　変更の年月日　令和七年六月十九日

国会事項

衆議院

議事日程

八月一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

令和七年八月一日（金曜日）

午後二時開議

第一　議席の指定

第二　会期の件

辞令

（第二特別調査室長）衆議院調査局調査員　森　源二

願により本職を免ずる

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀

国際部長事務代理を免ずる

秘書課長事務取扱を免ずる（以上七月三十一日）

参議院

議事日程

八月一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

令和七年八月一日（金曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

第二　議長辞任の件

第三　副議長の選挙

第四　常任委員の選任

第五　常任委員長の選挙

第六　憲法審査会委員の選任

第七　情報監視審査会委員の選任

第八　政治倫理審査会委員の選任

第九　会期の件

人事異動

内閣

（名古屋簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　武長　信次

（福岡簡易裁判所判事）同　幅吉　文雄

（行橋簡易裁判所判事）同　上甲　俊夫

願に依り本官を免ずる（各通）

（千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事・千葉簡易裁判所判事）判事　澤田　順子

（名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・岡崎簡易裁判所判事）同　山下　真吾

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上七月三十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ベトナムの国祭日につき、七月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第20号

人事院は、人事院規則８―12（職員の任免）第18条第１項第４号の規定に基づき、平成26年人事院公示第13号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年８月４日　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　規則第18条第１項第４号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。	2　規則第18条第１項第４号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職	二　主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第６条第１項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第３条第２項第３号に規定する高度試験のいずれか若しくは応用情報技術者試験の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職	(2)　情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第９条第１項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第３条第２項第３号に規定する高度試験のいずれか若しくは応用情報技術者試験の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職
(3)・(4)　（略）	(3)・(4)　（略）
三　（略）	三　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）

2　この決定による改正は、令和７年８月４日から効力を発生する。